

## 建設プロジェクト委員会運営細則

2002年8月1日

- 第1条 名称  
建設プロジェクト委員会
- 第2条 目的  
管理組合の運営にあたり、これを補佐する目的で、長期修繕計画や快適化計画の立案、提言を行う。
- 第3条 構成メンバー  
役員会から要請する。  
リーダー 委員会で互選  
委員 複数  
事務局 役員会  
  
リーダーは必要に応じ、管理組合員関係者の委員会への出席を求め、また外部専門家を招聘し意見を求めることができる。
- 第4条 調査、審議事項  
本委員会は下記の活動を行う。  
4. 1 長期修繕計画の策定、役員会への提言  
4. 2 快適化計画の策定、役員会への提言  
4. 3 役員会から検討依頼の要請があった案件への提言  
4. 4 その他本細則の目的に合致した事項への対応
- 第5条 開催  
委員会は3ヶ月に1回開催する事を原則とする。但し、必要に応じて臨時委員会を開催することが出来る。  
活動報告を役員会におこなうものとする。
- 第6条 委員の任期  
委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第7条 専門委員会の設置  
調査、審議事項について、委員会が特に専門委員会の設置を必要と認めたときは、当該任務の完了までの期間これを設置することができる。
- 第8条 予算  
調査活動及び運営費として必要が発生する場合は、役員会が申請し、これを主管する。
- 第9条 施行  
本細則は2002年（平成14年）8月1日より施行する。